

令和8年度いじめ対策総点検（報告）

- 1 日 時 令和8年9月16日（水）13:30～15:00
- 2 場 所 県立三条東高等学校 応接室 及び 会議室
- 3 訪 問 者 県教育庁生徒指導課 いじめ対策室 指導主事 1名
不登校対策班 指導主事 1名
- 4 参 加 者 P T A会長（オブザーバー）
校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事
1～3学年主任
- 5 内 容
 - ・懸案事項進捗確認
 - ・自校体制チェックシートについての指導・助言
 - ・事案発生時の校内対応について
 - ・いじめ対策推進教員の校内での役割について
 - ・いじめ対策組織の会議記録の作成・保存について
 - ・スクールカウンセラーのかかわりについて
 - ・いじめに関するアンケートや心の健康観察について
 - ・学校いじめ防止基本方針について
- 6 指導事項
 - ・事案発生時における職員への情報共有ならびに保護者への説明
 - ・校内研修(職員)時に不在であった職員への情報共有
 - ・スクールカウンセラーとの情報共有
 - ・アンケート内容の確認と工夫
 - ・いじめ防止基本方針について、生徒及び保護者等への周知
 - ・リーフレット等を活用した生徒及び保護者等への情報提供

今回のいじめ総点検を活かし、生徒が安心安全に楽しい学校生活を送るよう全職員でいじめを許さない学校作りに取り組んでまいります。

【いじめの定義】

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

「新潟県いじめ防止基本方針」（令和3年7月改定）より